

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	22	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例の拡充	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に記載された一定の機械装置について、3年間固定資産税を2分の1に軽減する。</p> <p>・特例措置の内容 対象設備について、器具備品・建物附属設備・工具等を追加する。</p>	
関係条文	地方税法附則第15条第46項、地方税法施行令第11条第42項、地方税法施行規則第6条第76項	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（ 18,300 ） [平年度] 精査中（ 18,300 ）</p> <p>[改正増減収額] 18,300 (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。中小企業の設備投資を促進し、成長の底上げに不可欠な設備やIT化等への投資の加速化や生産性の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 昨今の中小企業の業況は持ち直しつつあるが、製造業・非製造業ともに直近の2期は連続で業況が悪化する等、弱い動きがみられる。大企業と比して財務基盤が脆弱な中小企業においては、積極的な事業展開への意欲や技術力等を有していても、十分な資金を充当できず機動的な設備投資等に遅れが生じる傾向がある。他方、中小企業は我が国の雇用・産業創出の原動力であり、意欲ある中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図っていくことが、我が国経済の持続的な成長のために重要な課題である。</p> <p>GDP600兆円の実現に向けては、産業全体の7割超を占めるサービス業の生産性の向上を図り、地域経済において好循環を生み出していくことが必要である。サービス業は地位経済の雇用を多く担っており、人口減が想定される中で、サービス業において生産性を向上し、雇用の確保や給与水準等を維持することは、地域経済の維持・拡大という側面からも不可欠であり、また喫緊の課題である。また、第4次産業革命に向けた取組が必要とされる中で、中小企業が大企業の取組に対応した投資を行うことで、国内の生産能力を維持することは、日本の製造業が国際競争力を維持し続けるためにも不可欠であり、これらに対応した攻めの投資を行う中小企業を支援することが必要である。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2016」 (1) 生産性革命に向けた取組の加速 ⑤ サービス産業の生産性向上 雇用、GDPの7割超を占め、生産性向上の潜在可能性が高いサービス産業において、生産性革命を推進し、賃金引上げの環境を整備するとともに、労働力不足の克服を図る。</p> <p>(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ② 中堅・中小企業・小規模事業者支援 中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図る。</p>	
22-1		

	<p>「日本一億総活躍プラン」</p> <p>2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向 (同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善)</p> <p>また、GDP の7割を占めるサービス産業の賃金を改善していくためには、生産性向上が不可欠である。サービスの質を見える化し、トラック運送、旅館、卸・小売業などの分野で、業種の特性に沿った指針を策定し、法的枠組みに基づく税制や金融による支援を集中的に行うことにより、サービス業が適正な価格を課することができる取引慣行を確立する。</p> <p>5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向</p> <p>(1) 第4次産業革命</p> <p>第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業のニーズに寄り添い、現場目線で IT やロボットの導入が進められるよう支援する。</p> <p>(7) サービス産業の生産性向上</p> <p>サービス産業は我が国の GDP の約7割を占め、地域の雇用と経済も支えている。中堅・中小企業も多いサービス産業の生産性の向上無くして、国民一人一人が経済成長と地域社会の活力を実感はできない。トラック、旅館、卸・小売業等7分野等の生産性をデータ・IT の利活用や中小企業支援機関等の支援によって向上させる。</p> <p>(8) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新</p> <p>中堅・中小企業・小規模事業者の活性化・生産性向上なしに、地域経済の活性化はない。地域の中核企業となる中堅企業等の世界市場への挑戦を後押しするとともに、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針を活用して経営力の強化を図りつつ、中小企業支援機関等とも協力しながら、IT 利活用や省力化のための投資の促進など、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた生産性の向上を支援する。</p> <p>「日本再興戦略 2015」</p> <p>2. 未来投資に向けた制度改革</p> <p>我が国経済の好循環を確かなものとするためには、民間企業の知恵を最大限いかすことのできる環境を整備するとともに、民間の未来への投資を促すことが重要である。</p> <p>《KPI》今後3年間(2018年度まで)のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	中小企業における設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成30年度末まで
	同上の期間中の達成目標	中小企業における設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>現行の措置により、機械装置に対する新規の設備投資促進効果が見込まれ、老朽化した設備の入替や新規設備投資の増加が見込まれる。また、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされている。</p> <p>拡充要望では、器具備品と建物附属設備、工具等を広く対象設備としており、これらの資産はサービス業の設備投資において取得される割合が高いことから、サービス業の生産性の向上を図るためには不可欠な見直しである。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>現行の措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされている。</p> <p>拡充要望では、器具備品と建物附属設備、工具等を広く対象として追加するが、中小企業等経営強化法に基づく措置であり、サービス業の生産性の向上に資するものである。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度 創設